

【様式1】

平成24年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考
アプリケーションソフトウェアライセンスの購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.1.26	東芝情報機器(株) 東京都江東区豊洲5-6-15	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102条の4第3号 本契約は相手方以外との契約ができず競争を許さないため。	-	7,057,753	-	-	本契約は、従前購入していたライセンスの追加分であり、安価かつ利用年限の調整が可能であったため。	平成27年度	

【様式2】

平成24年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:最高裁判所)

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
名古屋高地裁合同庁舎機械設備運転監視等並びに名古屋家簡裁合同庁舎及び名古屋地裁執行部・名古屋簡裁交通部合同庁舎設備遠隔管理業務変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉 志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H24.1.4	日本空調システム㈱ 名古屋市東区白壁1-9	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3項 原契約者以外の業者とは本契約はできないため。	-	51,434,250	-	-	本変更契約は、H23.4.1付け原契約(契約期間は、H23.4.1からH24.3.31までの年間契約)の仕様書の一部変更に伴い契約金額が減額になるものであり、原契約者以外の業者とは本契約はできないため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ハ)	
仙台高地裁庁舎耐震改修設計業務変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.1.12	㈱山下設計 東京都中央区日本橋小網町6-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、工事の予定価格作成のための見積徴収、耐震改修工事以外の内部改修等の設計図を作成等を行うものである。当該業務変更は、原契約に基づく業務を実施している㈱山下設計のみで行うことができないため。	4,000,500	3,885,000	97%	-	本件業務は業務変更であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱山下設計しか契約の相手方とならず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ハ)	
仙台地家裁福沼宿舍新営工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H24.1.13	石堂建設 ㈱ 宮城県遠田郡美里町南小牛田字山の神211-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,591,000	3,570,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
松江地家裁出雲支部庁舎機械設備等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 細田 啓介 広島市中区上八丁堀2-43	H24.1.19	山陰冷暖㈱ 島根県出雲市今市町 840-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,512,500	5,499,900	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
長崎地家裁島原支部庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 平 田 豊 福岡市中央区城内1-1	H24.1.19	星野建設㈱ 長崎県島原市梅園町 丁2870-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,100,500	6,090,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
札幌高地簡裁庁舎耐震改修設計その2業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.1.20	㈱日建設計 東京都千代田区飯田 橋2-18-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した意図伝達の対象となる原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等に精通していることが必要であり、㈱日建設計しか契約の相手方と成り得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	12,807,700	12,600,000	98%	—	本件業務は、当該施設の設計意図を工事請負業者等に正確に伝えるために行う業務である。設計意図を正確に伝える業務は、国土交通省告示15号の標準業務であり、工事請負業者等に対して設計図書では完全に表現できない性質の情報を補完する等設計行為の延長と言える。このため、業務の実施にあたり、設計上の責任を明確にし設計意図を正確に伝えることができるのは、当該施設の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る全体の調整ととりまとめを行い設計意図を正確に把握している業者に限られるため。	記1.(2)①ニ(ロ) 記1.(2)①ニ(ハ)	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
最高裁判所機械設備等改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.1.25	ダイダン(株) 大阪市西区江戸堀1-9-25	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	35,920,500	35,910,000	99%	—	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
飯山簡裁庁舎工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.1.25	(株)吉久建設 新潟県長岡市中島5-7-50	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,683,000	4,620,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
徳島地家裁阿南支部庁舎内部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松本 利幸 高松市丸の内1-36	H24.1.31	岡下建設(株) 徳島県阿南市津乃峰町東分108-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,222,240	3,192,000	99%	—	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
和歌山地家簡裁庁舎新営等実施設計その3業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区集町4-2	H24.2.3	㈱安井建築設計事務所 大阪市中央区島町2-4-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した意図伝達の対象となる原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等に精通していることが必要であり、㈱安井建築設計事務所しか契約の相手方と成り得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	8,127,000	7,980,000	98%	-	本件業務は、当該施設の設計意図を工事請負業者等に正確に伝えるために行う業務である。設計意図を正確に伝える業務は、国土交通省告示15号の標準業務であり、工事請負業者等に対して設計図書では完全に表現できない性質の情報を補完する等設計行為の延長と言える。このため、業務の実施にあたり、設計上の責任を明確にし設計意図を正確に伝えることができるのは、当該施設の建築意匠、構造及び建築設備設計に至る全体の調整ととりまとめを行い設計意図を正確に把握している業者に限られるため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ハ)	
名古屋高地裁庁舎機械設備等改修工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村 田 齊 志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H24.2.3	㈱三晃空調 大阪市北区西天満3-13-20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,006,000	5,985,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
仙台地家裁古川支部庁舎震災復旧工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗 啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H24.2.3	㈱住建トレーディング 秋田市橋山川口境7-19	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	2,530,500	2,520,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
福岡地家裁直方支部庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 平田 豊 福岡市中央区城内1-1	H24.2.7	九特興業㈱ 福岡県飯塚市潤野 1134-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	7,339,500	7,245,000	98%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
岡山地家裁津山支部庁舎耐震改修工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 細田 啓介 広島市中区上八丁堀2-43	H24.2.13	小竹興業㈱ 高松市福岡町 4-28-30	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,925,675	5,880,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
東京高地裁簡裁庁舎昇降機設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.2.15	㈱日立製作所 東京都千代田区丸の内1-6-6	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,615,000	6,615,000	100%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
山口地裁黄金町宿舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 細田 啓介 広島市中区上八丁堀2-43	H24.2.15	平和建設㈱ 山口県周南市川手 1-4-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,685,500	3,675,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
大阪高地簡裁庁舎増築等積算その3業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.2.17	㈱中野積算 東京都杉並区荻窪5-13-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、先行契約において積算業務を行い、図面その他本件業務の内容に精通している同社でなければ、業務の合理的期間内に履行することができないため、㈱中野積算しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	2,940,000	2,940,000	100%	-	本件業務は、当該施設の積算業務における追加的業務であり、先行契約において積算業務を行い、図面その他本件業務の内容に精通している同社でなければ、業務を合理的期間内に履行することができないため、本件業務は契約の性質が競争を許さないものであり、同社しか契約の相手方となり得ないため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ヘ)	
名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営等積算その3業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.2.17	㈱中野積算 東京都杉並区荻窪5-13-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本業務は、先行契約において積算業務を行い、図面その他本件業務の内容に精通している同社でなければ、業務の合理的期間内に履行することができないため、㈱中野積算しか契約の相手方となり得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	2,152,500	2,152,500	100%	-	本件業務は、当該施設の積算業務における追加的業務であり、先行契約において積算業務を行い、図面その他本件業務の内容に精通している同社でなければ、業務を合理的期間内に履行することができないため、本件業務は契約の性質が競争を許さないものであり、同社しか契約の相手方となり得ないため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ヘ)	
横浜地家裁横須賀支部庁舎新営建築工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.2.24	㈱ナカノフドー建設 東京都千代田区九段北4-2-28	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	168,525,000	168,525,000	100%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
横浜地家裁横須賀支部庁舎新営電気設備工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.2.27	山加電業㈱ 東京都新宿区西早稲田2-20-9	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	18,585,000	18,375,000	98%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
横浜地家裁横須賀支部庁舎新営機械設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.1	(株)朝日工業社 東京都港区浜松町1-25-7	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	42,640,500	42,630,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
横浜地家裁横須賀支部庁舎新営工事監理業務変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.9	(株)あい設計 広島市東区上大須賀町10-16	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、原契約において工事監理業務を行い、図面その他本件業務の内容に精通している、(株)あい設計でなければ業務を合理的期間内に履行することができないため、同社でなければ、契約の相手方と成り得ず契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	6,478,500	6,405,000	98%	-	本件業務は業務変更であり、原契約において工事監理業務を行い、図面その他本件業務の内容に精通していることが必要となることから、(株)あい設計しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ヘ)	
桑名簡裁庁舎内部等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H24.3.9	榊原建設(株) 愛知県一宮市北園通2-10	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,076,500	3,076,500	100%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
東京高地簡裁庁舎空調和設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.13	三機工業(株) 東京都中央区明石町8-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	35,133,000	34,461,000	98%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
さいたま地家裁熊谷支部庁舎別館改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.13	(株)イズミ・コンストラクション 東京都中央区日本橋兜町7-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,232,000	3,150,000	97%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
水戸地家裁庁舎震災復旧その2建築工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.3.13	昭和建設(株) 水戸市千波町1905	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	54,873,000	53,287,500	97%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
福島地家裁白河支部庁舎機械設備等改修工事設計変更	支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 佐々木 宗啓 仙台市青葉区片平1-6-1	H24.3.14	(株)石田工業所 福島県郡山市愛宕町3-5	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	13,587,200	13,587,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
最高裁判所機械設備等改修工事第3回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.16	ダイダン(株) 大阪市西区江戸堀1-9-25	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,050,500	5,040,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
長野地家裁伊那支部庁舎新営建築工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.3.19	安藤建設㈱ 東京都港区芝浦3-12-8	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	16,684,500	16,590,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
名古屋高地裁庁舎機械設備等改修工事第4回設計変更	支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1	H24.3.19	三晃空調㈱ 大阪市北区西天満3-13-20	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	10,500,000	10,500,000	100%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
伊集院簡裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 平田 豊 福岡市中央区城内1-1	H24.3.19	㈱鶴留建設 鹿児島市平之町12-8	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	4,525,500	4,515,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
東京高地簡裁合同庁舎改修建築等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.3.21	立花建設㈱ 東京都練馬区向山4-35-18	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	5,764,500	5,670,000	98%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
那覇家裁庁舎改修工事設計変更	支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 平田 豊 福岡市中央区城内1-1	H24.3.21	(株)沖縄トラスコン 沖縄県沖縄市知花6-8-17 セイワビル1階	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	14,773,500	14,700,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
東京高地簡裁合同庁舎改修機械設備工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.3.22	第一工業(株) 東京都千代田区丸の内3-3-1	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,100,500	6,090,000	99%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
神戸地裁庁舎改修電気設備工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 古財 英明 大阪市北区西天満2-1-10	H24.3.22	港振興業(株) 大阪市西区九条南2-16-23	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,864,000	3,832,500	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
神戸地裁庁舎改修建築等工事設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 古財 英明 大阪市北区西天満2-1-10	H24.3.22	大勝建設(株) 大阪市生野区中川西1-8-4	会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,573,000	6,510,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
千葉地家裁仮庁舎解体等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.3.23	立花建設㈱ 東京都練馬区向山4-35-18	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	23,121,000	22,575,000	97%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
高松高地簡裁庁舎耐震改修設計業務第2回設計変更	支出負担行為担当官 高松高等裁判所事務局長 松本 利幸 高松市丸の内1-36	H24.3.23	㈱構造計画研究所大阪支社 大阪市中央区淡路町3-6-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件業務は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、諸経費等の業務経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の業務に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	9,870,000	9,870,000	100%	-	本件業務は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、諸経費等の業務経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の業務に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
前橋地家裁高崎支部庁舎耐震改修等工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.3.26	㈱イミ・コンストラクション 東京都中央区日本橋兜町7-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	43,575,000	43,575,000	100%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	
静岡地裁沼津支部千本宿舍改修工事設計変更	支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4	H24.3.26	中豆建設㈱ 静岡県伊豆市熊坂242	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	6,121,500	6,121,500	100%	-	本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1.(2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
秋田地家簡裁庁舎耐震改修工事第5回設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.27	(株)エム・テック さいたま市浦和区高砂 3-7-2	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	33,171,600	32,970,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
京都家裁庁舎耐震改修等建築工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 古 財 英 明 大阪府北区西天満2-1-10	H24.3.27	(株)熊谷組 東京都新宿区津久戸 町2-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	32,256,000	32,235,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
京都家裁庁舎耐震改修等電気設備工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 古 財 英 明 大阪府北区西天満2-1-10	H24.3.27	港振興業(株) 大阪府西区九条南2- 16-23	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,244,500	3,150,000	97%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
京都家裁庁舎耐震改修等機械設備工事第2回設計変更	支出負担行為担当官 大阪高等裁判所事務局長 古 財 英 明 大阪府北区西天満2-1-10	H24.3.27	(株)中川工業所 京都市上京区仁和寺 街道六軒町西入四番 町121-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	15,382,500	15,330,000	99%	-	本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
和歌山地家簡裁庁舎新営建築工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.28	(株)竹中工務店 大阪市中央区本町4-1-13	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	167,055,000	162,750,000	97%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
和歌山地家簡裁庁舎新営電気設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.29	(株)きんでん 大阪市北区本庄東2-3-41	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	3,549,000	3,465,000	97%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
和歌山地家簡裁庁舎新営機械設備工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.29	三建設備工業(株) 東京都中央区日本橋 蛸殻町1-35-8	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	14,742,000	14,700,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	
札幌高地裁庁舎耐震改修工事設計変更	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.30	清水建設(株) 東京都港区芝浦1-2-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	97,251,000	97,125,000	99%	-	本件工事は、設計変更であり原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。	記1. (2)③ロ	

契約名称及び内容	契約担当等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
仙台高地裁庁舎耐震改修設計その2業務	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.30	㈱山下設計 東京都中央区日本橋 小網町6-1	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は、先に実施した 意図伝達の対象となる原設計 に関して設計内容を熟知し、 仕様材料等に精通している ことが必要であり、㈱山下設計 しか契約の相手方と成り得ず 契約の性質が競争を許さない 場合に該当するため。	14,500,500	14,490,000	99%	-	本件業務は、当該施設の設計 意図を工事請負業者等に正確に 伝えるために行う業務である。設計 意図を正確に伝える業務は、 国土交通省告示15号の標準業 務であり、工事請負業者等に対し て設計図書では完全に表現でき ない性質の情報を補充する等設計 行為の延長と言える。このた め、業務の実施にあたり、設計上 の責任を明確にし設計意図を正 確に伝えることができるのは、当 該施設の建築意匠、構造及び建 築設備設計に至る全体の調整と とりまとめを行い設計意図を正確 に把握している業者に限られるた め。	記1. (2)①ニ(ロ) 記1. (2)①ニ(ハ)	
現行日本法規ほか(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.2.16	㈱ぎょうせい 東京都江東区新木場 1-18-11	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの 販売に限られており、契約相 手からの直接販売に限られて いる。	1,917,270	1,917,270	100%	-	当該物品は、加除式図書であ り、当該加除は契約相手からの直 接販売に限られているため。	記1. (2)①ニ(ニ)	
民事交通事故訴訟 損害賠償 額算定基準2012年度版(書籍)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.2.21	(財)日弁連交通事故相 談センター 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-3	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの 販売に限られており、契約相 手からの直接販売に限られて いる。	2,421,600	2,421,600	100%	-	当該物品は、契約相手からの直 接販売に限られているため。	記1. (2)①ニ(ニ)	
新判例体系公法編(564号)ほ か(追録)の購入	支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2	H24.3.22	新日本法規出版㈱ 名古屋市中区栄1-23- 20	会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの 販売に限られており、契約相 手からの直接販売に限られて いる。	4,968,600	4,968,600	100%	-	当該物品は、加除式図書であ り、当該加除は契約相手からの直 接販売に限られているため。	記1. (2)①ニ(ニ)	